

平成 26 年 11 月 20 日

各 位

会 社 名 株式会社セゾン情報システムズ  
代表者名 代表取締役社長 宮野 隆  
( J A S D A Q ・ コード : 9640 )  
問合せ先 取締役 経営企画室 室長 赤木 修  
電話番号 03-3988-3477

## 当社に対する訴訟の判決に関するお知らせ

当社は、平成24年12月19日付「当社に対する訴訟の提起に関するお知らせ」にてお知らせしたとおり、Effissimo Capital Management Pte Ltd（以下「エフィッシモ社」といいます。）から、平成24年6月12日開催の当社第43期定時株主総会（以下「本総会」といいます。）における決議の無効確認を求める訴訟の提起を受けておりましたが、本日、東京地方裁判所より、当社の主張を認め、当該請求を却下する勝訴判決が言い渡されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 訴訟の提起及び判決に至る経緯

当社は、当社株主総会において平成23年6月10日付で承認された大規模買付ルール（買収防衛策）（以下「大規模買付ルール」といいます。）に基づき、平成24年5月15日付の特別委員会の答申を受けて、エフィッシモ社から提案を受けている大規模買付行為（以下「本大規模買付行為」といいます。）に反対し、これを中止することを求める議案（以下「本議案」といいます。）を、平成24年6月12日開催の本総会に上程いたしましたところ、本議案は、エフィッシモ社及び株式会社クレディセゾンを除く出席株主様の圧倒的多数である9割近くの賛成を得て原案どおり承認可決されました。

これを受け、当社は、大規模買付ルール及び特別委員会による答申に従い、平成24年6月12日付で、エフィッシモ社に対し、当社の株主様のご意思を厳に尊重し、直ちに本大規模買付行為を中止することを要請（以下「本大規模買付行為の中止要請」といいます。）いたしました。

その後、エフィッシモ社及びエフィッシモ社の運用するファンドの受託者とされるロイヤル バンク オブ カナダ トラスト カンパニー（ケイマン）リミテッドより、平成24年11月20日付で、本総会における本議案の決議が無効であるとして、当該決議の無効確認を求める訴訟が提起されました。これに対し、当社は、当該訴訟において、エフィッシモ社らの訴えには確認の利益が認められないこと等を主張してまいりました。

そして、本日、東京地方裁判所より、当社の主張を認め、エフィッシモ社らの請求を却下する判決（以下「本判決」といいます。）が言い渡されました。

#### 2. 判決があった裁判所及び年月日

東京地方裁判所 平成26年11月20日

#### 3. 訴訟の内容

- (1) 当社の平成24年6月12日付第43期定時株主総会における決議で、当社がエフィッシモ社が提案している大規模買付行為に反対し、かつ、エフィッシモ社に対し大規模買付行為の中止を要請することを承認する旨の決議が無効であることの確認

(2) 訴訟費用を当社の負担とする旨の請求

4. 判決の内容

- (1) 原告らの請求を却下する。
- (2) 訴訟費用は原告らの負担とする。

5. 今後の対応

当社といたしましては、本総会における本議案の決議において表明された当社の株主様のご意思が尊重されるべきであると考えていることから、エフィッシモ社においても、かかる株主様のご意思を尊重し、本大規模買付行為の中止要請について、厳に尊重していただきたいと思います。

なお、本判決に対して原告らにより控訴がなされた場合には、引き続き、当社の主張が認められるよう適切に対応してまいります。

以 上